

標記労働爭議ハ外部労働団体ノ策動益々加ハルニ及シ内部従業員ハ反シテ沈黙ノ状態ニアリ状況左記ノ通り

一 會社側

十三日ハ橋爪常務生動ヒス北山工場長ハ各主任ト寄々協議中ナルガ特異ノ對策ナシ

二 廠工側

ハ因務従業員ハ平常通り作業ニ従事シ居リ川番従業員ハ煤炭並ニ集合シテ前日全株交々意見ヲ述ヘテ氣勢ヲ揚ケツ、アルモ氣勢稍衰ヘタル概概アリ
○委員ハ十三日午前九時頃ヨリ工場内集會室ニ於テ對策ヲ協議シタル結果各工場並ニ修繕會系労働部等全般ノ意見ノ一致ヲ見タル上根柢的對策ニ入ルコト、シ今十一時夫々持場従業員ト

認ルハク一ト労働會ニ午後一時三十分再會シタルニ工場各部ノ意見ハ委員ニ一任スルコトノ一致ヲ見タル爲メ更ニ協議ニ入り

(一) 今後絶対ニ罷業セサルコト

(二) 第一案タル四割減給撤回ハ不可能ナルモノト見做シ第二案

ノ工場長ノ権限内ニテ獲得シ得ル相利ナル條件ヲ要求スル

コト 一 一次シ明割込ニ工場各部ヨリ難長項目ヲ経ハル

コト、シテ今四時三十分散會セリ

(三) 外部労働団体ノ策動

(一) 総同盟系

市外陽月町三ニ三薄井三代吉方鑛紡織給反對事務所ニ於テハ本月十三日熊本辰藏山下鶴松外数名及東京モスリン吾需工場大日本紡績會社女工清水ヨシ茅野イシ外並ニ九集合シ居リ三人一組ニテ社宅及會社附近ニ別添リ水道ナル會社ノ欺騙ニ乘